

2019年度図書館等職員著作権実務講習会実施細則

- 1 名称 2019年度図書館等職員著作権実務講習会
- 2 目的
著作権法施行令(昭和45年政令第335号)第1条の3第1項に掲げる図書館その他の施設(以下「図書館等」という。)の職員に対し、図書館等の実務に必要な著作権に関する知識を修得させる。
- 3 日時及び場所
 - (1) 東京会場
 - (ア) 日時 2019年9月10日(火) (10時30分～17時00分)
11日(水) (10時30分～17時00分)
 - (イ) 場所 **東京大学 本郷キャンパス**
法文1号館2階25番教室【定員400名】
〒113-0033 東京都文京区本郷7-3-1
 - (2) 京都会場
 - (ア) 日時 2019年9月26日(木) (10時30分～17時00分)
27日(金) (10時30分～17時00分)
 - (イ) 場所 **京都大学 吉田キャンパス**
吉田南4号館3階4共30教室 【定員200名】
〒606-8501 京都市左京区吉田二本松町
- 4 履修すべき科目
著作権法及び著作権実務演習
- 5 受講資格
 - (1) 大学又は高等専門学校を卒業した者で、図書館等に勤務する者
 - (2) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は高等専門学校第3学年を修了した者で、3年以上図書館事務又はこれに相当する事務に従事した経験を有し、かつ、図書館等に勤務する者
 - (3) 司書となる資格を有する者、司書補となる資格を有する者で当該資格を得た後3年以上図書館事務に従事した経験を有する者又は人事院規則で定める採用試験のうち、主として図書館学に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする官職を対象とするものに合格した者
 - (4) 前各号に掲げる者のほか、文化庁長官が受講を認めた者
- 6 受講者
文化庁において受講申込者のうちから会場の定員範囲内で選定し、受講を決定した者
※ 応募者多数により御参加いただけない場合は、6月28日(金)までに文書で御連絡します。
受講いただく場合は、7月下旬までに受講決定通知をお送りいたします。
- 7 受講申込手続
 - (1) 申込期限 2019年5月20日(月)まで(締切日消印有効、期限厳守)
 - (2) 申込書 別記様式
 - (3) 申込方法 受講申込者は、申込書に返信用封筒(角型2号封筒(A4用紙を折り曲げずに封入(裏面につづく))

できるサイズの封筒)に返信先住所(郵便番号含む)・氏名を記入し、**120円分の切手を貼付したもの**を添えて、文化庁著作権課(〒100-8959 東京都千代田区霞が関3丁目2番2号)に申し込むこと。

※申込み封筒の表に『図書館講習会申込み』と赤字で記載してください。

※返信先は御所属先等でも構いません。

※返信用封筒は同一組織から複数名応募いただく場合も、応募人数分の封筒を御用意ください。
(返信先が同一である場合も同様に人数分御用意くださいますようお願いいたします。)

(4) 受講料 無料

8 講師

文化庁職員等

9 受講修了者

受講成績が良好と認められた者

10 修了証書

受講修了者には修了証書を授与する。